

## 千曲市空き家バンク事業実施要綱に基づく空き家の媒介に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会 上小・更埴支部（以下「乙」という。）とは、千曲市空き家バンク制度実施要綱（平成27年告示第3号。以下「要綱」という。）による空き家バンク制度の実施に際し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う空き家バンク事業の実施による空き家の取引の円滑化のため、甲乙が連携及び協力する体制を整える措置を講じ、もって千曲市への定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（信義則等）

第2条 甲乙は、信義を重んじ、誠実に協定を履行し、取引の信頼性と安全性の確保に努めなければならない。

2 乙は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。）その他の法令及び市の例規を遵守しなければならない。

（定義）

第3条 この協定において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

（甲の役割）

第4条 甲は、空き家バンク事業の充実を図るため、登録される空き家の件数の確保、市内に存する空き家の掘り起し等に努めるものとする。

2 甲は、空き家希望者の利益の保護を図るため、乙に当該空き家の媒介又は代理（以下「媒介」と総称する。）を依頼するよう登録物件所有者等に勧奨するものとする。

3 甲は、空き家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約等（以下「契約等」という。）については一切これに関与せず、要綱第6条第1項後段の場合の空き家に関して契約等の相談があった際は、乙に依頼するよう勧奨するものとする。

（乙の役割）

第5条 乙は、登録物件所有者等又は登録空き家希望者から、乙を通じた空き家の媒介の希望があるときは、要綱の規定に基づき、その依頼に基づき速やかに双方と交渉するとともに、交渉に係る内容、結果等を甲に報告するものとする。

2 乙は、甲が要綱第6条第3項に規定する審査を実施する際に、瑕疵ある空き家を登録しないよう、甲からの要請に応じ、申出のあった空き家に係る登記された権利の内容、法令に基づく制限、空き家の状態等を総合的に判断し、登録に係る是非について、甲に意見するものとする。

3 乙は、甲がホームページへの掲載、閲覧その他の方法により登録された空き家に関する情報を周知するにあたり、甲からの要請に応じ、甲にアドバイスするものとする。

（個人情報の取扱い）

第6条 乙は、宅建業法の守秘義務が適用されない個人情報であって、かつ、本協定により知り得た個人情報の取扱いについては、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年千曲市条例第16号）の規定を遵守しなければならない。

（協定の解除）

第7条 甲乙は、この協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害が発生した場合においても、甲はその賠償の責を負わない。

（事務処理）

第8条 甲乙は、事務の諸手続きを円滑に処理するため、それぞれ事務取扱責任者を置くことができる。この場合において、甲乙は、書面により事務取扱責任者を通知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日から発効し、有効期限は平成29年3月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、協定終了の日から2年間自動的に更新されるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月20日

千曲市杭瀬下84番地

甲

千曲市長

上田市大手二丁目10番13号

乙

一般社団法人長野県宅地建物取引業協会 上小・更埴支部

支部長